

議員案第1号

佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の改正について

佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

平成29年2月17日提出

提出者 佐野市議會議員 金子保利

賛成者 佐野市議會議員 鶴見義明

〃 〃 山菅直己

〃 〃 飯田昌弘

〃 〃 本郷淳一

〃 〃 横田誠

## 佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

佐野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年佐野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「交付の方法」を「交付方法」に改める。

第4条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第4条 政務活動費を充てができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

第5条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「作成し、」の次に「これに」を、「領収書」の次に「又はこれに準ずる書類（領収書の発行が困難な場合に限る。）その他議長が必要があると認める書類」を加え、同条第2項中「収支報告書」の次に「及びその添付書類（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第3項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第6条第1項中「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「別表に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第7条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に、「閲覧」を「公開」に改め、同条第1項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 議長は、前項の収支報告書等の写しを公開する。ただし、佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第6条各号に掲げる情報は、この限りでない。

第8条中「第5条第1項の規定により提出された収支報告書」を「前条第1項の収支報告書等」に改める。

## 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の規

定は、平成28年度以後の年度分の政務活動費について適用し、平成27年度分までの政務活動費については、なお従前の例による。

#### 理 由

政務活動費に係る収支報告書等の写しを公開し、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

**佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の改正案 新旧対照表**

現 行	改 正 案
(交付額及び交付の方法)	
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
(政務活動費を充てることができる経費の範用)	(政務活動費を充てることができる経費の範用)
第4条 議員は、政務活動費を別表に定める使途基準に従つて使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。	第4条 政務活動費を充てることができるものとし、議員が議長に提出しなければならない。
(収支報告書の提出)	(収支報告書等の提出)
第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書を添えて議長に提出しなければならない。	第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに領収書又はこれに準ずる書類(領収書の発行が困難な場合に限る。)その他議長が必要があると認める書類を添えて議長に提出しなければならない。
2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。	2 収支報告書及びその添付書類(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。	3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。
(政務活動費の返還)	(政務活動費の返還)
第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の額から、当該議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額(以下「支出額」という。)を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。	第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の額から、当該議員がその年度において別表に定める経費の範用に基づいて支出した総額(以下「支出額」という。)を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2・3 (略)

(収支報告書の保存及び閲覧)

第7条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

2・3 (略)

(収支報告書等の保存及び公開)

第7条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の収支報告書等の写しを公開する。ただし、佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第6条各号に掲げる情報は、この限りでない。

(透明性の確保)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の運用の適正を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(透明性の確保)

第8条 議長は、前項の収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の運用の適正を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。